

監査公表第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年 2月 4日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

記

第1 監査の対象

財政援助団体 公益財団法人 農林業公社しんしろ
所管部課 産業振興部 農業課

第2 監査に当たった監査委員

原 義弘 山口洋一

第3 監査の期間

令和3年11月29日～令和4年 2月 4日

第4 監査の方法

公益財団法人農林業公社しんしろの補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿などについて調査・確認をおこなった。また団体事務室や事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼を置いて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第5 監査の結果等

〈公益財団法人農林業公社しんしろ〉

1 監査対象団体の概要

「公益財団法人農林業公社しんしろ」は、合併前の作手村において、平成8年10月に作手村及び関係団体の出資により「財団法人農林業公社つくで」として発足した。農地保有合理化事業を中心に、後継者の育成をはじめ、農作業の受委託の種芋の供給など、当時の作手村の農業の振興に寄与してきた。市町村合併後の平成19年4月には「財団法人農林業公社しんしろ」と改名し、事業を新城市全地域に拡大した。平成24年4月には国の公益法人改革に対応し、新たに「公益財団法人農林業公社しんしろ」（以下「公社」という）として発足している。

公社は、農地の効率的利用、担い手の育成、その他農林業構造改善をはじめとする地域振興に資する事業を行うことによって、新城市の豊かな農林地を保護するとともに、農林業等の産業の振興を図ることを目的としている。

(1) 役員数等

理事 1 1 名、監事 2 名（令和 3 年 1 1 月 1 3 日現在）

評議員 1 1 名（令和 3 年 6 月 4 日現在）

(2) 事務局体制（令和 3 年度）

事務局長 1 名（常務理事兼務）、J A 愛知東派遣職員 3 名、新城市派遣職員 1 名、臨時職員 9 名

(3) 事業

公益目的事業

- ① 農地の効率的利用に関する事業
- ② 地域の農業者の支援に関する事業
- ③ 農林産物の種苗等の生産・供給に関する事業
- ④ 都市と農村の交流に関する事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

公益目的事業以外の事業

- ① 農林産物の生産、販売等に関する事業
- ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 監査対象事業について

補助事業等

令和 2 年度農業振興対策事業補助金

（農林業公社助成金・農業研修生住居費助成事業補助金）

6, 1 9 6, 8 7 0 円

令和 3 年度農業振興対策事業補助金

（農林業公社助成金・公社研修生支援事業補助金）

3, 3 3 6, 3 3 1 円（6, 4 7 2, 0 0 0 円のうち）

新城市派遣職員の人的補助等に係る事務

3 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、関係法令及び規程等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該事業の実施状況の把握に努め、適切に事業を執行されるよう望むものである。